

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第9回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

### 1 日時

平成16年6月18日(金)14:00～18:05

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

(委員)

大川真郎,奥田昌道(委員長),加賀美幸子,神垣清水,相良朋紀,田尾健二郎,田中成明,戸松秀典,新村保子,堀野紀,米本昌平(敬称略)

(庶務)

中山総務局長,戸倉参事官(審議官室),中村総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長,堀田人事局任用課長

### 4 議題

(1)協議

- 平成16年12月の判事の再任候補者について
- 平成16年7月及び8月期の出向からの復帰候補者について
- 平成16年10月期の弁護士任官候補者について

(2)次回の予定等について

### 5 議事

(1)協議

庶務から、地域委員会では当委員会の依頼に基づき、本年12月の判事の再任候補者及び本年10月期の弁護士任官候補者について、情報収集及びその取りまとめが行われ、判事の再任候補者については新たな情報提供がなかったこと、弁護士任官候補者については、担当事件リストに掲載された事件の相手方代理人のほか、候補者自身がリストアップしたところの所属する弁護士事務所を経営する弁護士、パートナー弁護士、弁護士活動を共同で行ったことのある弁護士、公的活動を共に行ったことのある弁護士、さらには顧客等から情報提供があり、それらの情報が地域委員会から送付されたことが報告された。また、弁護士任官候補者について、裁判官から当委員会に直接提供された情報があること、裁判官等から最高裁判所に寄せられた情報が最高裁判所から当委員会に提供されたことが報告された。なお、最高裁判所から新たに、平成16年7月及び8月期の出向からの復帰候補者及び平成16年10月期の弁護士からの任官候補者について諮問を受けたことが説明された。

- ・ 平成16年12月の判事の再任候補者について

本年12月の再任候補者の指名の適否について審議され、その結果を最高裁判所に答申することとされた

- ・ 平成16年7月及び8月期の出向からの復帰候補者について

裁判官から法務省等に出向している者について、候補者の略歴、直近の出向先から得た候補者の執務状況等を記載した書面、裁判所における直近の評価書を基に、裁判官として指名することの適否について審議され、その結果を最高裁判所に答申することとされた。

なお、判事補から出向後、復帰に当たって判事に任命されるべき者として指名することの適否について諮問された者については、今後は、判事補から判事への任命の場合に準じて、判事補としての執務状況を記載した書面の提出を求めるなど、審議資料の在り方を再検討するのが相当であるとされた。

- ・ 平成16年10月期の弁護士任官候補者について

本年10月期の弁護士任官候補者について、地域委員会が収集した情報に、最高裁判所から提供された資料、裁判官から当委員会に直接提供された情報を加え、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議された。審議の過程において、「修習時の成績も出発点として意味があるが、弁護士としての実務経験も重視すべきではないか。」、「裁判官としての適格性を判断するのに客観的な情報が十分といえるか。」「資料の中には内

容的に著しく相反するものもあり、どちらを重視すべきか判断に迷う。弁護士任官者に関する情報収集の在り方を根本的に見直す必要がある。」との意見が出された。審議の結果を、最高裁判所に答申することとされた。

また、庶務から、新たに諮問された弁護士からの任官候補者について、弁護士会からの弁護士任官推薦の対象とならない弁護士経験3年未満の者であり、実質は司法修習生から判事補への採用が遅れて行われるものと考えられることから、これらの者の判事補への指名の適否の審査及び情報収集は、司法修習生から判事補への任命のパターンに準じて行うこと、具体的には、最高裁判所から提出された司法修習中の成績に関する資料に基づいて審議し、地域委員会に対しては特に情報収集の依頼はせず、任官希望者の名簿及び履歴書を送付すること、ただし、短いながらも弁護士経験を有することにかんがみ、名簿及び履歴書の送付先を、実務修習地を管轄する地域委員会及び所属弁護士会所在地を管轄する地域委員会とすることとしてはどうかとの提案がなされ、異議なく了承された。

上記の取りまとめを受けて、審議の結果、今回諮問された者は重点審議者とはしないこととし、実務修習地を管轄する地域委員会及び所属弁護士会所在地を管轄する地域委員会に名簿及び履歴書を送付することとされた。なお、地域委員会に特段の情報が寄せられた場合には、それを当委員会に提供してもらうこととされた。

## (2) 次回の予定等について

### ・ 作業部会について

作業部会のメンバーについて、学識経験者から参加していた新村委員が米本委員に交代し、その他のメンバーについては留任することとされた。

### ・ 次回の予定について

次回の委員会の日時は、9月9日(木)午後1時15分から開催され、平成17年4月期の判事任命候補者等について審議することとなった。

以上